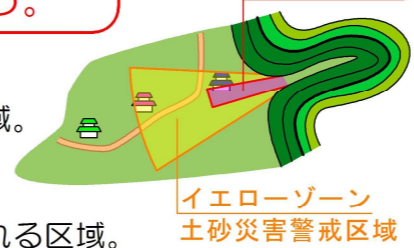


～土砂災害避難のために～

雨が強くなってきたら、積極的に雨量情報、予報、警報等の情報を入手しましょう。

土砂災害特別警戒区域
レッドゾーン



●土砂災害警戒区域とは

◆土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

土石流等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。

◆土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

土石流等が発生した場合に、建築物に損害が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。

●土砂災害の種類

	土石流	がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)	地すべり
特徴			
前兆現象	山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されるもの。 ○急に川が濁り流木が混ざっている。 ○異様な山鳴りがする。 ○雨が降り続けているのに川の水位が急激に下がる。	地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちること。 ○がけに割れ目が見える。 ○がけから水がわき出ている。 ○がけから小石がぱらぱらと落ちてくる。	斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象。 ○沢や井戸の水が濁る。 ○地面にひび割れができる。 ○斜面から水がふき出す。 ○木の根の切れる音がする。

イラスト 資料提供：NPO法人土砂災害防止広報センター

避難情報の伝達



東根市役所

東根市中央一丁目1-1
電話42-1111

東根市災害
対策本部



- ①避難準備情報
- ②避難勧告
- ③避難指示

※はじめから②や③が出る場合もあります

- テレビ・ラジオ
緊急速報メール
- 消防団
自主防災会(連絡網)
- 防災行政無線
広報車 (H29導入予定)

避難

避難の時は他の土砂災害危険箇所を避けた避難経路を選択しましょう

近所に要配慮者がいましたら避難の際に声かけや手助けをお願いします

自主避難 ← 前兆現象
雨量情報

市からの避難情報がなくても異常を感じたら直ちに避難しましょう

緊急連絡先


東根市消防本部
電話42-0134
(119)

村山警察署
電話52-0110
(110)

北村山公立病院
電話42-2111

●災害時の避難に関する3情報



◆こんな状況◆

人的被害が発生する可能性が高まった状況
避難準備を始める
要配慮者は避難場所へ避難する

◆こんな状況◆

人的被害が発生する可能性が明らかに高まった状況
すべての住民は避難場所へ避難する

◆こんな状況◆

人的被害が発生する可能性が非常に高いと判断された状況、人的被害が発生した状況
避難中の住民は直ちに避難を完了する
まだ避難していない住民は直ちに避難する

●災害情報メールサービス

「携帯各社緊急速報メール（エリアメール）」のほかにも災害情報に関するメールサービスを活用して下さい。

●河川砂防情報メール配信サービス

http://www.kasen.pref.yamagata.jp/mail/
山形県県土整備部 河川課/砂防・災害対策課



メール登録
QRコード

●東根市「登録制メール」配信サービス

- ①携帯電話から、higashine30-entry@pwa.e-msg.jpのアドレスに空メールを送る
- ②確認メールが届きますので、そのまますぐに返信する。
- ③登録確認メールが届けば、手続きは完了。



メールアドレス
QRコード

●災害情報データサービス

【山形県 河川・砂防情報システム】ホームページアドレス

○パソコン・スマートフォン用
http://www.kasen.pref.yamagata.jp/



○携帯電話用
http://www.kasen.pref.yamagata.jp/mobile/



スマートフォン
QRコード



携帯電話
QRコード



この地図に関するお問い合わせは
東根市役所総務部庶務課まで
TEL 0237-42-1111

避難場所(一時避難場所)



避難のポイント

1. 早めの避難
2. 足元には気をつけて
3. 隣近所で声かけて
4. 普段から避難場所・経路を確認しておきましょう

●家族と連絡が取れないときは
NTT災害用伝言ダイヤル活用
(忘れてイナイ)
NTT災害用伝言ダイヤル：171
伝言の録音：171→1→0237+家の電話番号
伝言の再生：171→2→0237+家の電話番号
※一般加入電話、公衆電話、携帯電話・PHSからもご利用になれます

●土砂災害警戒区域から移転する際の補助について

土砂災害警戒区域から移転する際には、移転するために必要な経費の一部に対する助成があります。

- ①東根市がけ地近接等危険住宅移転事業
土砂災害特別警戒区域内（レッドゾーン）にある住宅を除去・移転するために必要な経費の一部に対する助成（※国及び県の補助対象となる事が条件です）
 - ②東根市土砂災害危険区域住宅移転補助金
土砂災害危険区域内にある住宅を区域外に移転するために必要な経費の一部に対する助成
- この助成事業を受けるためには事前相談が必要となります。移転を予定されている方は、予定の前年度8月頃までご相談下さい。
- 詳しくは、下記までお問い合わせ下さい。
東根市役所 建設課 建築住宅係 電話：42-1111(内線2726)